

日バス協技第141号

平成30年6月5日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 三澤 憲一

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」及び「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局安全政策課から別紙「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」及び「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について通知がありましたので、貴協会傘下会員事業者に周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

担当：技術安全部（山川・村山）

電話：03-3216-4015



国自安第29号
平成30年6月1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」及び「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について

自動車運送事業者には、事業用自動車の運転者に対して、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項に関して適切な指導監督をしなければならないことが義務付けられており、当該指導監督の指針として、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。)及び「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)(以下「指導監督指針」という。)が定められているところです。また、指導監督指針を具体的に実施する際の手引き書として「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」(以下「指導監督マニュアル」という。)を公表しているところです。

今般、睡眠不足による重大な交通事故が発生していること、緊急時の対応や安全確保が不十分であった事案が発生していること、被害軽減ブレーキや車線逸脱警報装置等の運転支援装置を備えた車両が普及していること等から、指導監督指針及び指導監督マニュアルを改正し、これらに対応する内容を追加しました。

つきましては、貴会傘下会員に対し、指導監督指針の改正内容を周知するとともに、各事業者が運転者に対して指導監督を実施する際には、各社の運行実態を考慮し、各社独自のマニュアル、等とあわせて、指導監督マニュアル

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html#press20120410>) を活用されますよう周知をお願いいたします。

